

令和3年度の市民税・県民税の主な改正点

問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922
 観音寺税務署 ☎25-2191

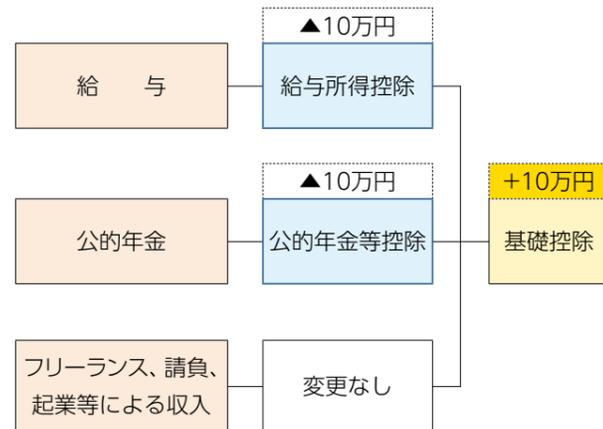
●寡婦（寡夫）控除

今回の改正で、未婚のひとり親も控除の対象となります。寡夫（男性のひとり親）控除も併せて見直しが行われ、適用範囲が拡大されることになりました。年間所得が500万円以上の寡婦（寡夫）に関しては令和2年度より一律で、控除対象外となります。

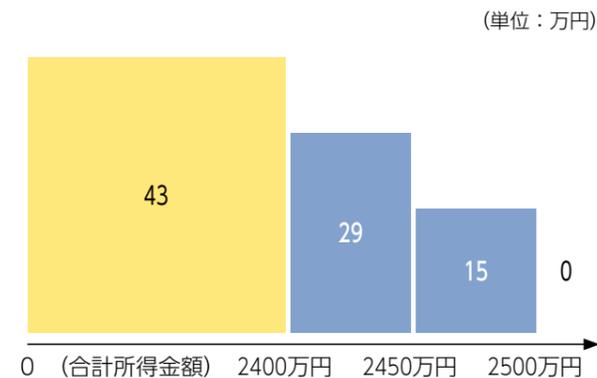
		改正前				改正後							
		(単位：万円)				(単位：万円)							
配偶関係		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
女性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	~500万	
	扶養親族	あり	子	30	26	30	26	30	26	30	26	30	
		あり	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
			なし	26	-	-	-	なし	26	-	-	-	-
男性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	~500万	
	扶養親族	あり	子	26	-	26	-	30	-	30	-	30	
		あり	子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			なし	-	-	-	-	なし	-	-	-	-	-

●基礎控除

年金と給与の所得控除額が10万円減額になり、減額分が基礎控除に振り替えられます。



さらに、合計所得が2,400万円を超える所得者は基礎控除が徐々に減少していき、合計所得が2,500万円を超える所得者は、基礎控除が消失します。



●給与・年金の所得控除

給与等の収入額	給与所得控除
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

※給与所得控除後の給与等の金額は、所得税法の別表第5から直接求めることができます。

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額 (公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額1,000万円以下)
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超、2,000万円以下の場合には10万円、2,000万円超の場合には20万円をさらに引き下げて計算します。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 社会保険料控除のための納付額確認

国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です。

確定申告等の際に、領収書などを添付する必要がありますが、1年間に支払った金額を領収書や預貯金通帳明細（口座振替の場合）などで確認の上、申告する必要があります。

領収書などを紛失して納付額を確認できないときは、市役所や各支所で「納付額のお知らせ」（観音寺市分）を交付します。申請時には、不正取得の防止と個人情報保護のため、窓口で本人確認をさせていただきます。

●持参物

・納税義務者本人または同一世帯に属する人が来庁する場合

来庁者の身分証明書（運転免許証、保険証など）

・納税義務者本人または同一世帯に属する人以外が来庁する場合

来庁者の身分証明書（運転免許証、保険証など）、納税義務者の委任状（様式は問いません）

●注意 個人情報保護のため、電話での問い合わせにはお答えできません。

問い合わせ先 税務課 ☎23-3922

収納係：「納付額のお知らせ」の発行について

市民税係：社会保険料控除や申告について

国民年金保険料 社会保険料控除証明書を送付

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。令和2年に対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納めた保険料（過年度分や追納分も含む）です。

国民年金保険料で社会保険料控除を受けるには、納めたことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の書類に添付してください。

控除証明書について、詳しくは年金事務所に問い合わせてください。

控除証明書の送付時期

11月	1月1日から9月30日までの間に保険料を納付した人
翌年2月	10月1日から12月31日までの間に、ことし初めて保険料を納付した人

問い合わせ先 日本年金機構善通寺年金事務所

☎0877-62-1662

市民課 戸籍・年金係

☎23-3924

市職員の給与などをお知らせします

職員の給与は、人事院勧告や他の地方公共団体との均衡を考慮して、条例で定められています。令和元年度の市職員の給与等の状況について、その概要をお知らせします。

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915



職員の給与

令和元年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成30年度の 人件費率
5万9,959人	259億6,976万9千円	7億4,108万8千円	35億1,534万5千円	13.5%	13.8%

令和元年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給与				1人当たり 給与費(B/A)	平成30年度1人 当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
415人	14億7,263万2千円	2億737万9千円	5億8,197万1千円	22億6,198万2千円	545万円	565万1千円

(注) ・職員手当には退職手当を含みません。
・職員数は、平成31年4月1日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。
※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち、公営企業等会計を除いた会計のことです。

職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(平成31年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	42.0歳	30万8,200円	36万6,350円
香川県	43.7歳	32万8,354円	41万9,974円
国	43.4歳	32万9,433円	-

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	56.8歳	35万3,300円	39万1,623円
香川県	52.9歳	31万4,284円	34万3,599円
国	50.9歳	28万7,312円	-

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	39.8歳	28万6,074円	31万7,079円
香川県	42.9歳	35万4,997円	40万1,340円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成31年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
		一般行政職	大学卒	25万6,570円	36万8,866円
	高校卒	-	30万9,200円	34万3,000円	38万1,625円

(注) 「-」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

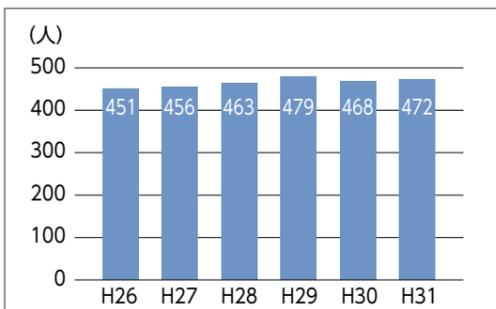
平均給料月額とは

平成31年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給を平均したもの

平均給与月額とは

給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を平均したもの

職員数の推移(全職員)



令和元年度の職員の手当

区分	観音寺市		香川県		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当・勤勉手当	6月期	1.3月分	0.925月分	同じ	同じ	-
	12月期	1.3月分	0.975月分			
	計	2.60月分 (1.45)月分	1.9月分 (0.9)月分			
職制上の段階 職務の級等による 加算措置	有		有		有	
令和元年度 1人当たり 平均支給額	137万9千円		173万7千円		-	

(注) () 内は、再任用職員の支給割合です。

区分	観音寺市		国		
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	応募認定・定年
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	-
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
	その他の 加算措置	定年退職前加算措置 (2~20%)			
令和元年度 1人当たり 平均支給額	340万4千円	1,873万5千円	-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

職員数 (平成31年4月1日現在)

部門別職員数の状況

(単位：人)

部門	区分	平成31年	対前年 増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	0
		総務企画	80	1
		税務	25	1
		民生	111	11
		衛生	45	1
		労働	1	1
		農林水産	24	0
		商工	9	0
		土木	28	▲1
		計	328	14
公営企業等部門	教育部門	87	▲7	
	消防部門	0	0	
	水道	18	▲1	
	下水道	8	0	
	交通	3	▲1	
	その他	28	▲1	
	小計	57	▲3	
合計	472	4		
	[500]	[0]		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。
[] 内は、条例定数の合計です。

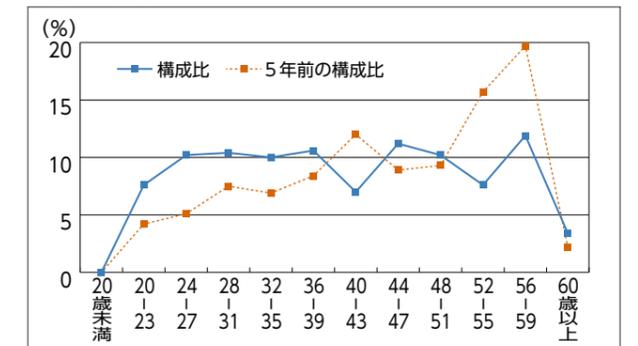
特別職の報酬等

(平成31年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	85万2,300円 (94万7,000円)
	副市長	65万7,000円 (73万円)
	教育長	58万5,900円 (65万1,000円)
報酬	議長	53万9,000円
	副議長	46万5,000円
	議員	43万円
期末手当	市長	(令和元年度支給割合) 6月期 1.675月分 12月期 1.725月分 計 3.4月分
	副市長	
	教育長	
	議長	
	副議長	
退職手当	市長	退職時の給料月額の420/100 ×勤続年数
	副市長	// 300/100×勤続年数
	教育長	// 220/100×勤続年数

(注) 給料の () は、減額措置を行う前の金額です。

年齢別職員構成 (平成31年4月1日現在)



級別職員数等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	112人	23.7%
2級	主事・技師	101人	21.4%
3級	係長・主任	59人	12.5%
4級	主査	61人	12.9%
5級	課長補佐・副主幹	97人	20.6%
6級	課長・支所長・主幹	34人	7.2%
7級	部長	8人	1.7%
計		472人	100%

(注) 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。